創立30年の信頼と実績
−価値ある知的財産権サービスをめざして−
株式会社 技術トランスファーサービス
Technology Transfer Service Corporation
本社　〒105-0001　東京都港区虎ノ門3丁目5番1号
虎ノ門37森ビル
■国内・外国 特許調査　■意匠調査／商標調査
■ データ解析／パテントマップ作成

工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律における
登録調査機関
調査業務実施者（検索者）募集
募集技術分野：　材料分析／医療用装置／福祉サービス機器／医薬品製剤・化粧料／アミューズメント／電子商取引
◆大学卒以上（理工系）◆技術職経験4年以上の方　◆要OAスキル　◆約2ヶ月の独立行政法人研修あり　◆集中力と向学心のある方
http://www.tectra.co.jp/

知財再構築への取り組み ―知財専門職大学院の現状と課題―

東京理科大学
イノベーション研究科
教授　藤野　仁三

知的財産専門職大学院は試練の時を迎えている。リーマン・ショック以降の景気後退や製造業の国際競争力の減退などの外因により社会人院生が入学しにくい環境となったことや、弁理士試験一部科目免除制度への対応のため、魅力的な科目配置やざんしん新な授業内容の提供が遅れていることなどが要因である。ここでは後者の問題―免除制度が知財専門職大学院にどのような影響を与えているか―について検討する。

法科大学院の場合

免除問題を考えるときに、新司法試験が法科大学院にどのような影響を与えたかについて検討すると問題の本質がより明らかになる。

日本で法科大学院が創設されたのが8年前。法曹の質と量の拡充という司法改革の目玉としてスタートしたが、今、難局に直面している。その最大の要因が新司法試験であるというのが通説だ。

試験の合格者数の上限が決められたために、志願者は合格率の高い法科大学院を選ぶようになる。その結果、合格率の低い法科大学院は受験対策に傾斜する。また、合格率の高い法科大学院であっても、入学者の希望をかなえるために受験を意識した授業内容にせざるを得ない。その結果、理想とすべき教育内容と院生の求める教育内容とが次第に乖離してきている。

そもそも法科大学院は法曹養成の目的を実現するためのカリキュラムの「質」が確保される限り、そこで学んだ修了者には法曹としての資格が広く認められるという前提でスタートした。しかし、合格者数の上限が設定されたため、法科大学院の合格率に大きな開きが生じ、法学を専攻した既習者とそれ以外の学問領域を専攻した法学未修者の合格率に大きな開きが出てきた。最近では、卒業後すぐにではなく、塾などで受験準備をした上で新司法試験に挑戦するパターンが増えてきているという。

表1　日米の司法試験合格率（平均）比較

国＼年	2006	2007	2008	2009
日本（新司法試験）	48.5%	40.2%	33%	27.6%
カリフォルニア州（Bar Exam）	60.5%	61%	64%	58%

（日本：法科大学院74校、カリフォルニア州：ABA公認ロースクール19校）

アメリカの教訓

日本の法科大学院は米国のロースクールをモデルとして導入された。米国では公認ロースクールが194校あるが、その卒業生のほとんどが最初または2回目の受験で司法試験に合格する。2009年の統計によれば、合格率が50%以下のロースクールは2校だけであった。ちなみに、同年の日本の法科大学院の場合、合格率が50%以上は74校中3校だけである。

米国の場合、学部レベルでの法学教育はない。法律学はロースクールに入学して初めて学ぶ科目である。いわば米国のロースクールでは、入学者すべてが日本の「法学未修者」に該当する。それにもかかわらず、米国では3年間の法学プログラムで法曹としての理論的、実践的な知識を身に付け、ほとんどが卒業後に司法試験に合格している。

知財専門職大学院

法科大学院の場合、21世紀の法曹は「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉能力の涵養（かんよう）、外国法の知見、国際的視野・語学力などを育むための科目を配置している。また、さまざまな職種や経験の異なる人が集う学習の場は豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を育てる環境を提供している。

知財専門職大学院は知財の創出、権利化、運用・管理などすべての局面を適切に管理できる人材が決定的に不足しているという認識を背景に生まれた。そこには、権利化に特化した専門性では時代の要請に応えられないという問題意識があった。そのために、広範な科目群と多数の実務家教員を配置した。しかし、知財専門職大学院は弁理士試験一部科目免除制度との整合に苦しんでいる。

免除制度は知財専門職大学院で所定の科目を履修し、課程を修了した者に、短答式試験の一部科目の免除を認めるもので、知財専門職を目指す人にとっては福音となるべきものであった。しかし、現実にはそうなっていない。

現行制度の問題

現行の免除制度では表2に示した類型に属する14科目（28単位）を取得すると、短答式試験科目のうち一部科目の免除申請ができる。申請のあった科目が制度趣旨に照らして免除を認めるに足る内容になっていると工業所有権審議会が判断すれば、その申請は認められる。しかし、一科目でも不認定になると、ほかの科目の結果にかかわらず、免除申請は認められない。申請の認否は年度末の3月に判明するが、不認定とされた場合には、もはや大学側が救済措置を講じる機会はなく、申請者は受験をあきらめるか、免除なしに短答試験を受験するしかない。その場合、申請者の不満は不認定となった科目を提供した大学院に向けられる。大学院と院生の関係に大きな緊張関係が生じる。

その影響は院生との関係にとどまらず、授業内容にも及ぶ。授業の進め方について、基本的単位に係る科目においては「双方向型の授業法」（ソクラテック・メソッド）は認められず、「講義型」の授業内容とすることが明示的に求められている。その場合でも、条文の解説に偏っていると判断されると認定されない危険性がある。

さらに、それぞれの科目の内容は重複してはならない。一見すると当然のように思えるが、授業内容を重複させずに学習効果が得られるかは疑問である。例えば筆者の属する専門職大学院では、4科目開講する特・実案法を、基本的な理解を求める概論系科目と、実務への応用を重視する特論系科目に大別し、それぞれ2科目配置している（**表3**）。実務重視の特論科目で取り上げる事項は、概論科目でも関連条文や判例として取り上げざるを得ない。つまり、特論系科目で取り上げる項目については、科目横断的に概論系科目でも教えるべきである。その方が専門職人材の教育としては効果的であろう。しかし、現行制度下では各科目の相互関係を維持しつつ、授業内容を重複しないようにしなければならない。

この問題への対応は個々の大学だけでは限界がある。そのため、知財専門職大学院では知財研究に取り組む大学にも参加を呼びかけ、六大学が発起人となって「知財研究・専門職大学院協議会」の設立を準備中であり、近く、設立総会を開催する。協議会はよりよい制度構築に向けての情報発信を行う予定である。

表2　一部科目免除に必要な単位数

基本的単位				追加的単位
特・実案法	意匠法	商標法	知財関連条約	実践系科目
8単位（4科目）	4単位（2科目）	4単位（2科目）	4単位（2科目）	8単位（4科目）

表3　「特・実案法」の科目例

（東京理科大学専門職大学院の場合）

概論系科目		特論系科目	
特許法・実用新案法 概論	特許法・実用新案法 専門概論	特許法・実用新案法 特論	特許法・実用新案法 専門特論

NRI 未来創造
Dream up the future.

特許検索
●NRIサイバーパテントデスク※1
日本・米国・欧州・中国・国際公開など各特許庁発行の公報のほか、DOCDBデータ・技報を収録。
国内の特許・実用新案・意匠・商標をワンストップで検索可能、ビジュアルでわかりやすい経過フロー図や引用マップをはじめとする多彩な表示機能など、産業財産権全般の調査業務の効率化を支援します。

特許管理
●TOPAM®※2 連係
インフォコム株式会社の特許管理システム「TOPAM®」と「NRIサイバーパテントデスク」がシームレスに連係。
最新の各種特許情報の取込など知財管理業務の効率化を支援します。

情報共有
●独自分類・メモ付与・ワークフロー機能
国内及び海外の豊富な知財情報に関して、独自の分類・ランク・メモの付与、組織単位でSDIを運用できるワークフロー設定などが可能。
知財業務のプラットフォームとして、部門やプロジェクト内での柔軟な情報共有を支援します。

知財業務のフルサポートパートナーを目指して
Full Support Partner

アウトソーシング
●調査・コンサルティング・アウトソーシング
知財戦略の立案・評価、知財組織の業務診断から、出願前の先行技術調査、海外出願支援、特許検索式の作成、公知例調査、保有特許の年金管理、保有特許の活用まで、知的創造サイクルのあらゆる局面を支援します。

分析・評価
●TRUE TELLER※3 パテントポートフォリオ
●ネットワーク分析
最先端のテキストマイニング技術で大量の特許公報の記載内容を解析。
特許・論文データから、自社・他社の知財ポートフォリオを可視化することで、企業の事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の立案・評価を支援します。

電子タイムスタンプ
●Cyber Date Stamp※4
Word、Excel、PDF、動画などあらゆる電子ファイルが「いつから存在したか」「改ざんされていないか」を簡単に証明。
インターネットを通じた利用が可能で、先使用権の確保を支援します。

※1、※3、※4は野村総合研究所グループの登録商標です。※2はインフォコム株式会社の登録商標です。

知財業務でお困りの際、最新資料ご請求の際は是非お問い合わせください
NRIサイバーパテント株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル
TEL：03-5208-1011　FAX：03-5208-5550
E-mail：patent@nri.co.jp　URL:www.patent.ne.jp